福井エリア地域原子力防災協議会
第 41 回高浜地域分科会、第 37 回大飯地域分科会、第 19 回美浜地域分科会
議事概要

１．日　時
令和８年１月 30 日（金）　10：30～11：30

２．場　所
福井県庁及び Web 会議

３．出席者
国　　：内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛省・自衛隊
関係自治体等：福井県、京都府、滋賀県、岐阜県、福井県警察本部、京都府警察本部、敦賀美方消防組合消防本部、若狭消防組合消防本部、舞鶴市消防本部
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　：高浜町、おおい町、美浜町、敦賀市、小浜市、若狭町、越前市、南越前町、越前町、鯖江市、福井市、舞鶴市、綾部市、南丹市、福知山市、宮津市、伊根町、京都市、高島市、長浜市
中日本高速道路株式会社、
関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、関西広域連合
庶務　　：内閣府　林田推進官、長澤専門官、伊藤補佐、鈴木主査、松崎主査、松浮主査
松本防災専門官、西村防災専門官、
正野防災専門官、林防災専門官

４．議　題
（１）「高浜地域、大飯地域及び美浜地域の緊急時対応」の改定について
（２）その他

５．配付資料
資料１　「高浜地域、大飯地域及び美浜地域の緊急時対応」の主な改定項目（案）について
資料２　原子力災害対策指針の改正等について

６．概　要

（１）「高浜地域、大飯地域及び美浜地域の緊急時対応」の改定について

○　内閣府から資料１に基づき、緊急時対応の主な改定項目のうち、

・　新たに整備された放射線防護対策施設や避難退域時検査場所候補地を追加したこと

・　住民への情報伝達手段として「原子力防災ピクトグラム」を追加したこと

・　複合災害への対応等について、他地域の緊急時対応で整理された内容を反映したこと

などについて、緊急時対応の改定案に反映している旨、説明があった。

○　高浜町から内閣府に対し、「災害による停電時の燃料供給拠点について」高浜地域で記載されたサービスステーションは現在営業されていないため修正が必要である旨発言があった。これに対して内閣府から、確認の上修正する旨回答があった。

○　滋賀県から、住民拠点サービスステーションは国による燃料のプッシュ型支援を行う際に供給の拠点となるのか、質問があった。これに対して、内閣府から、国からの燃料のプッシュ型支援のスキームは別途「国による物資（燃料）の供給体制」で整理している旨回答があった。

○　内閣府から、「美浜地域の緊急時対応」の現状案についてはPAZ内に住民拠点サービスステーションがないため例示していないが、PAZ内に限らずに例示したほうが丁寧だと考えている旨発言があった。これに対し、特段の意見がなかったため、内閣府から、美浜町に所在する住民拠点サービスステーション１か所を例示として入れる方向で修正案を作成していく旨発言があった。

○　福井県から、「高浜地域の緊急時対応」、「大飯地域の緊急時対応」及び「美浜地域の緊急時対応」は、これまでの改定や取りまとめの時期が異なっているため、今回の改定に合わせて整合を図る必要があること、それぞれの改定・取りまとめからだいぶ時間が経過しているため基礎データの精査も必要である旨発言があった。これに対して内閣府から、反映させる基礎データの妥当性や各地域との記載の整合性含めて今後も精査を続けていく旨回答があった。

（２）その他

○　原子力規制庁から、資料４に基づき、「原子力災害対策指針の改正や、屋内退避に関する原災指針関連文書の検討概要について説明があった。これを受けて内閣府から、特に屋内退避中の一時外出について、「高浜地域

の緊急事対応」「大飯地域の緊急時対応」「美浜地域の緊急時対応」において新たにスライドを追加することを検討している旨の補足があった。

○ 南丹市から、屋内退避中に一時外出が可能な連絡は、国からの屋内退避指示とは別にあるのかについて質問があった。これに対して、原子力規制庁から、原則としては屋内退避となった時点から一時外出は可能だが、屋内退避指示を出した段階で既に放射性物質放出のリスクが高まっている場合は屋内退避指示と同時に一時外出を控える旨の指示も出すことがあるが、いずれにせよ屋内退避指示と併せて一時外出が可能かどうかの指示を出す旨回答があった。

○ 滋賀県から、屋内退避指示と屋内退避準備の要請に係る拘束力の違いに関して質問があった。これに対して、原子力規制庁から、屋内退避指示は明確な指示であることから一時外出はあくまで例外で、原則は屋内に留まっていただくことになること、屋内退避準備の要請はまだ屋内に留まっていただくことを指示しているものではない旨回答があった。

以　上